

平成 29 年度 C N A C 「海辺の達人養成講座」助成・応募要領

NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会(以下、C N A C という)では、海辺における様々な自然体験活動の指導者育成に向けて、「海辺の達人養成講座（以下、海達という）」を開催する会員へ助成を行います。

応募に当たっては、本応募要領及び助成申請書記入要領を熟読の上、申請して下さい。

1. 趣 旨

CNAC の事業である「海辺の自然体験活動」を活性化させるため、海辺の自然体験活動を支える指導者を育成するため、「海辺の達人養成講座」を開催する会員へ、最大 15 万円の助成を行うものです。

2. 助成対象者

助成対象者は、CNAC 会員(正会員・賛助会員・一般会員)とします。

3. 助成事業の概要

(1) 助成事業名

CNAC 海辺の達人養成講座助成事業

(2) 助成内容

自然体験活動指導者養成事業(NEAL)の共通カリキュラムに則り開催される講座(18 時間)に対して、助成を行います。なお、講座参加者は最低 5 名とします。必ず NEAL 主任講師が講座の一部もしくは全ての講師となる必要があります。

※NEAL 主任講師とは本講座の管理者を指します。

(3) 助成対象期間

平成 29 年 10 月から平成 30 年 2 月末までの期間に実施する活動を対象とします。

4. 助成団体数及び助成金額

(1) 助成団体数

申請団体より最大 2 団体を選定します。

(2)助成金額

1) 助成金額

下記 9. の責務を実施して頂くことを条件に、1 団体 15 万円を限度に助成金を交付します。

2) 助成対象費目

助成対象の活動に必要と認められる、下記の費用とします。

- 1) 器具・材料の購入費（賃料を含む）
- 2) 人件費（謝金等）
- 3) 資料・印刷費
- 4) 通信・運搬費

- 5) 会議費
- 6) 消耗品費

※ 1.開催団体職員への謝金は認められません。

2.その他判断のつかないものに関しては、事前に CNAC 事務局に問合わせてください。

5. 他の助成事業との重複

CNAC 以外の助成事業との重複申請については事前に御相談下さい。

6. 講座について

自然体験活動指導者養成事業(NEAL)の共通カリキュラムに則り開催される講座の詳細については、CNAC 事務局にお問い合わせください。

7. 応募方法等

(1) 応募方法

CNAC 所定の助成申請書〔様式—1、様式—2〕に必要事項を記入し、必要な添付資料と合わせて事務局（下記 14.）へ提出してください。（メール、郵送可能(郵送の場合は、別途電子データを CD-R 等で提出すること)。ファックスは不可とします。）

（申請書は、CNAC のホームページ（<http://www.cnac.or.jp/>）からダウンロードできます。）

なお、応募に必要な費用はすべて申請者の負担とします。また、提出された資料は助成金の交付の可否に関わらず返却しないものとします。

(2) 応募締め切り

平成 29 年 8 月 25 日（金）（必着）

(3) 提出物

1) 助成申請書〔様式—1、様式—2〕：団体もしくは代表者の押印した助成申請書〔様式—1、様式—2〕及びその電子データ

2) 添付資料

- ・ 障害保険・賠償責任保険の名称及び期間
- ・ 講師プロフィール（講師には、主任講師が最低 1 名必要です。）
- ・ 講座プログラムの内容が判るもの（NEAL の講座プログラムに準ずるものとして下さい。）
- ・ 貴団体の旅費規程（参考）

8. 助成の審査・決定

(1) 審査・決定

提出された書類について、CNAC 内に設置する「海辺の達人養成講座助成審査会」（以下、審査会という）により書類等の審査を経て決定します。必要があると認められる場合は、審査に先立って調査（ヒアリング等）を行うことがあります。なお、助成の決定にあたり、審査会は必要に応じ、助成を受ける団体に対し、活動内容について条件を付することができるものとします。

(2) 審査基準

1) 講座の内容(プログラム、工程等)

- ・ プログラムは自然体験活動指導者養成事業(NEAL)の共通カリキュラムに沿った内容として下さい。

2) 安全管理

(3) 審査結果の通知

審査結果（助成の可否、助成内容、助成条件等）は、平成 29 年 9 月中旬に申請者へ文書により直接通知します。

(4) 請書の提出及び辞退

助成を受ける団体は、前項の規定による助成金交付の決定通知を受け、これを承諾した場合は 10 日以内に CNAC 事務局に請書〔様式—3〕を提出してください。

なお、助成決定後に活動の遂行が困難な事情が生じた場合は、その理由を附し速やかに CNAC 事務局に辞退届けを提出してください。〔様式は任意〕

9. 助成を受ける団体の責務

助成を受ける団体は、以下の事項を実施することとします。

(1) 助成活動を実施するにあたって、「CNAC 海辺の達人養成講座助成」を受けている旨を明示すること(ポスターやチラシ等に明記すること)。

(2) 助成活動は助成対象期間内に完了すること。

(3) 助成活動が完了したときは、海達助成実施報告書〔様式—4〕を作成し、30 日以内に CNAC 事務局に提出すること。また、提出された実施報告書等については、CNAC が公表・活用することを前提とします。

(4) 助成活動について、実施時には写真撮影を行い、海達助成実施報告書〔様式—4〕と共に提出すること。

(5) 帳簿を備え、助成活動について他の経理と区分して、その収入額および支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておくこと。また、帳簿、その他助成事業の経理に係る証拠書類を助成活動の完了の日の属する年度の終了後 2 年間保存すること。

(6) 活動を実施するにあたっては、参加者の健康・安全を確保するため次のような点に配慮し、適切な規模で活動を実施すること。

- 1) 参加者の体調と心の状態の把握
- 2) 講座開催団体スタッフミーティングの実施
- 3) 講座開催現場の事前下見の実施
- 4) 講座開催スタッフおよび参加者全員の保険への加入
- 5) 指導者の適正な配置
- 6) 緊急時の対応方法にかかる事前検討
- 7) 活動における諸注意事項の徹底

10. 助成金の支払い

(1) 助成を受ける団体から提出された実施報告書及び領収書原本等の内容確認を行い、交付すべき助成金額を確認した後、「請求書」〔様式—5〕に基づき銀行口座に振り込みます。なお領収書原本の返送はいたしません。

11. 助成の減額及び取消

(1) 次の各号に該当したときは、審査会は助成の減額もしくは取消ができるものとします。

- 1) 助成の決定又はこれに付した条件への違反が認められた場合。
- 2) 助成活動が実施期間内に完了しなかった場合。

- 3) 助成対象者の責に帰すべき事情により助成活動を遂行することが出来なくなった場合。
 - 4) 助成申請書に記載した、健康・安全及び環境に関する配慮が十分に払われなかった場合。
 - 5) 助成申請書に虚偽の内容が含まれていた場合。
 - 6) 助成活動の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生した場合。
 - 7) 助成活動が所期の成果を収めることが困難になった場合。
- (2) 前項の規定は、助成金の交付があった後に判明した場合においても適用があるものとします。

12. 助成金の返還

審査会は上記 11.(2)により、助成金の交付後、助成の減額もしくは取消を行った場合においては、助成金のうち取り消された部分にかかわる助成金について、期限を定めて、返還させるものとします。

13. その他

本応募要領に明記無き事項で疑義が生じた場合は、審査会の判断により処理するものとします。

14. 提出先及び問い合わせ先となる事務局

NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会(CNAC)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目1番10号

第2虎の門電気ビルディング4階(一般財団法人みなと総合研究財団 内)

Tel. 03-5408-8299

URL. <http://www.cnac.or.jp/> E-mail. cnac@wave.or.jp

「平成29年度 CNAC 海達助成 事務局」 担当：中島、谷、港

参 考

1. 海辺の達人養成講座助成審査は、企画運営部会で実施します。

なお、メンバーは、以下を予定しています。

- 1) 審査委員長：三好利和（NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 代表理事）
- 2) 審査委員：神保清司（NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 副代表理事）
小池 潔（NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 副代表理事）
伊丹 崇（NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 理事）
菅原 茂（NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 理事）
千足耕一（NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 理事）
森川雅行（NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 理事）
檀野清司（NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 会員）
中島正雄（NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 事務局長）